

2 水環境

(1) 水環境の現状

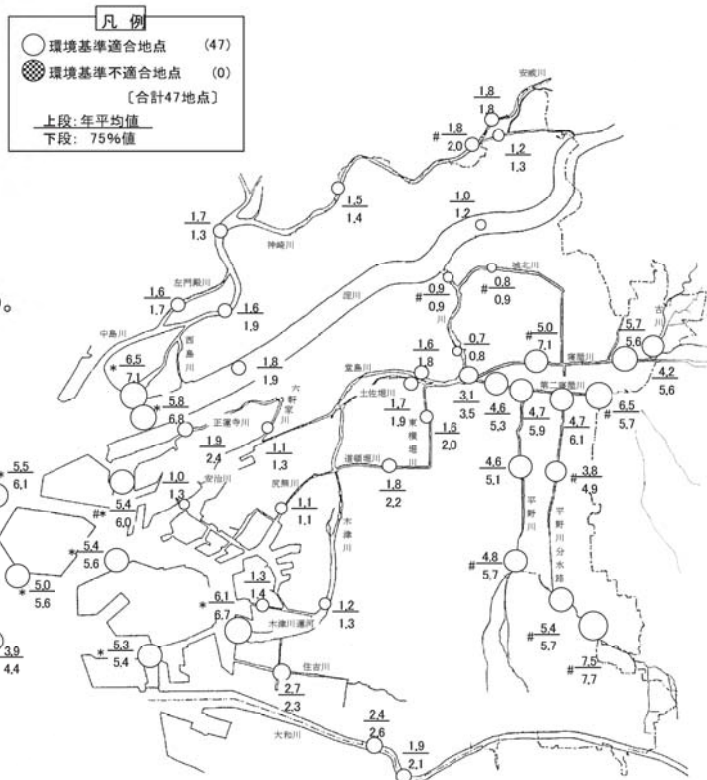
① 水質汚濁の状況

大阪市では、「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域の水質定点調査を実施し、環境基準適合状

況などを把握しています。近年、水質改善が進んでおり、平成22年度は全測定地点において環境基準適合となりました。

大阪市内水質汚濁状況（平成22年度）

1. 河川はBODで評価し、河口地点及び海域（*印のついた地点）はCODで評価した。
2. 環境基準適合とは年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。
3. 測定地点は、水質汚濁防止法にもとづく大阪府公共用水域水質測定計画により定めた地点及び本市が独自に定めた地点（図中の#印）である。



河川、海域におけるBOD*またはCOD*の環境基準適合状況の推移

年度 項目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	a/b	適合率	a/b	適合率	a/b	適合率	a/b	適合率	a/b	適合率
河川	24/38	63%	32/38	84%	35/38	92%	35/38	92%	38/38	100%
海域	9/9	100%	9/9	100%	9/9	100%	9/9	100%	9/9	100%
合計	33/47	70%	41/47	87%	44/47	94%	44/47	94%	47/47	100%

② 大阪市内河川魚類生息状況調査結果

大阪市の河川には水質改善とともに、多くの魚類の生息が確認されています。

大阪市では、平成3年度から5年ごとに年4回（四季）にわたって魚類生息状況調査を行っています。魚類を用いた水環境の評価方法は、DO*やBODなど個々の理化学的なデータから測ることのできない、総合的な水環境について評価するものです。

平成18年度調査では、きれいな水にすむ魚を含め39種3,660個体が確認されました。

(2) 主な水質保全対策

大阪市では、河川及び海域の水質汚濁を改善するため、下水道整備を進めるとともに、工場等の排水規制や発生源監視の強化、河川・海域の浚渫*等を行い、公共用水域に排出される汚濁負荷量の削減を図ってきました。その結果、市内の河川及び海域の水質汚濁はかなり改善されてきました。

大阪市では、これらの水質保全施策のみならず、平成23年3月に改訂した「大阪市水環境計画」に基づき、市民が満足できる良好な水環境の創出に向けた各種施策を推進しています。

① 下水道整備

「水質保全対策」の事業としては、合流式下水道*の改善と高度処理*の導入を推進しています。

大阪市の下水道は、普及率がほぼ 100%に達していますが、そのほとんどが合流式下水道となっています。合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水とともに汚れの一部やごみ等が河川などに直接放流され、水質汚濁の原因の一つになっています。この問題に対して、平成 14 年度から「合流式下水道の緊急改善対策」を推進し、改善を図っています。

高度処理については、主に SS*除去を目的とした急速ろ過池、リン除去を目的とした嫌気好気法（AO 法）*を一部で導入済みであるほか、今後これらに加え窒素除去を目的としたステップ流入式 2 段階硝化脱窒法（AOAO 法）*の導入を図ります。

3 地盤環境

（１）地盤沈下

① 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象です。地盤は一度沈下すると、ほとんど回復しないことから、未然防止が重要です。

大阪市では、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用の地下水や冷房用の地下水の過剰採取により、地盤沈下が進行しましたが、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」、「工業用水法」などに基づく地下水採取規制等の諸対策の推進により、地盤沈下は昭和 38 年以降、沈静化しています。

② 地盤沈下対策

大阪市では、地盤沈下の原因究明と観測体制の整備に努め、工業用水道の建設や、大阪府、大阪商工会議所とともに大阪地盤沈下総合対策協議会

② 工場排水規制

ア.公共用水域へ排水する事業場

大阪湾の水環境の改善を推進するため、公共用水域へ排水する事業場に対して、「水質汚濁防止法」等に基づく立入調査を行い、汚濁負荷量の削減について指導しています。

イ. 公共下水道へ排水する事業場

公共下水道へ排水する事業場に対して立入調査を行い、下水道への排除基準を遵守するための除害施設（污水处理施設）について、維持管理の徹底や施設の改善等を指導しています。

また、有害物質を使用する事業場等に重点的な立入指導を行うとともに、規制強化された亜鉛や、ふっ素、ほう素等の排水処理が困難な物質への対策についても指導に努めています。

を結成し、国に立法措置を促す一方、対策の推進に努めてきました。

地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び府条例に基づき、工業用、建築物用等の地下水の採取を規制しています。

（２）地下水・土壌汚染

地下水・土壌汚染については、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が判明する事例が増えています。

① 地下水・土壌汚染の現状

地下水は、一度汚染されると汚染の浄化が難しいことから、未然に防止することが重要です。

大阪市では、「水質汚濁防止法」の規定に基づく「水質測定計画」により、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を行っています。

平成 22 年度の調査における環境基準適合状況は、8 調査地点中 7 調査地点で適合していました。